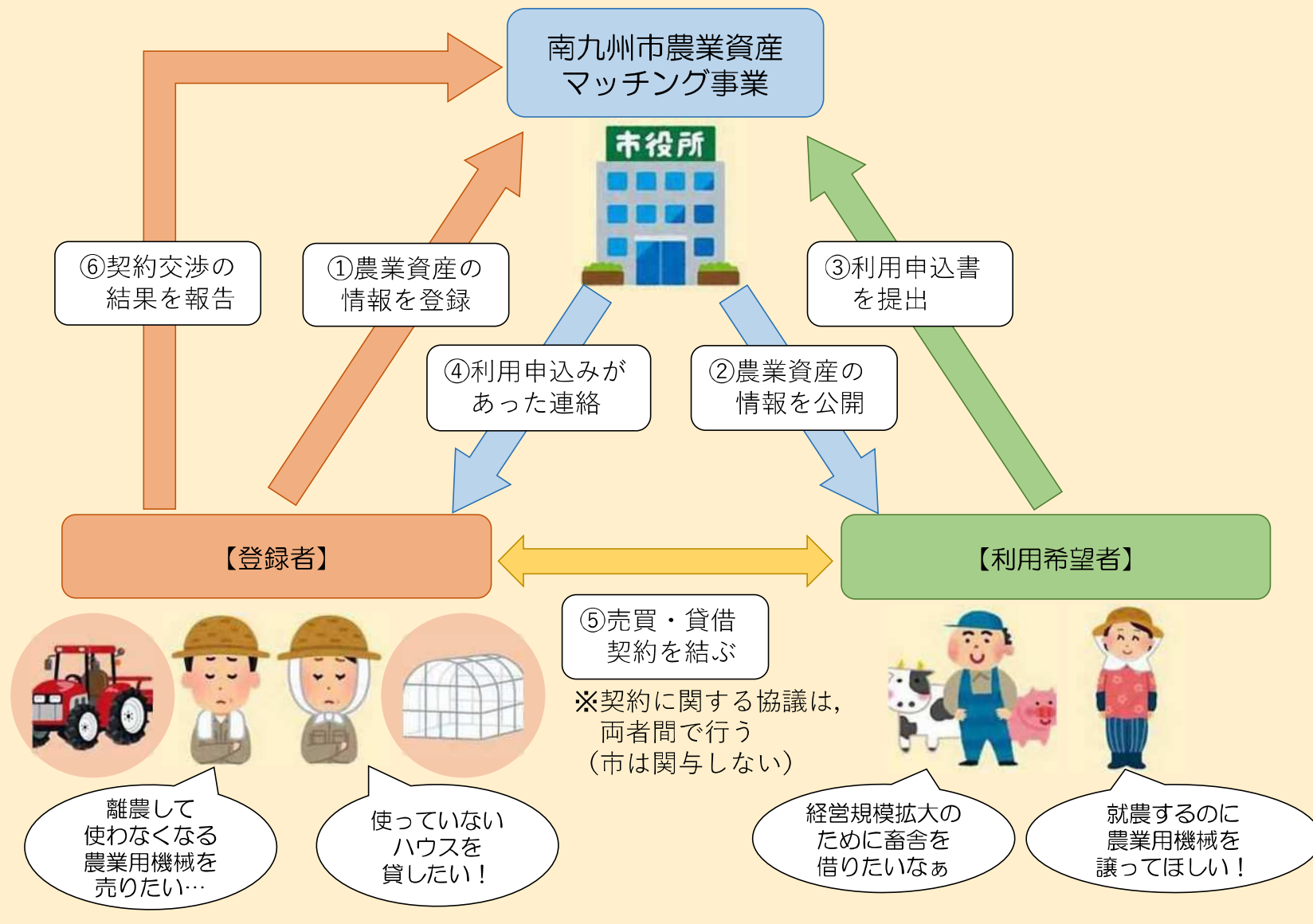


南九州市農業資産マッチング事業の仕組み





＼農業用遊休資産の有効活用をお手伝いします／ 南九州市農業資産マッチング事業



離農や経営規模の縮小を考えている農業者が所有し、譲りたい農業機械や施設の情報を登録・公開することで、新規就農者などの担い手農業者に継承するお手伝いをします。

農業用遊休資産とは？

既に使用されなくなった、又は使用されなくなる見込みの畜舎、農業用ハウス、農業用機械、農業用設備などをいいます。

※農業用遊休資産が立地している土地を含みます。



継承の対象となる方

南九州市内で農業を営むことを目的に、農業用遊休資産の利活用を希望する方

提出書類について

※各様式は市ホームページでダウンロードするか、担当課窓口でお受け取りください。



【登録者】
農業用遊休資産を
登録したい方



【利用希望者】
農業用遊休資産を
利活用したい方



1. 登録申込書[第1号様式]
 2. 登録カード[第2号様式]
- をご提出ください。
※ご提出後、現地調査を行います。



1. 利用申込書[第8号様式]
- をご提出ください。
※農業用遊休資産情報は、市のホームページでご覧ください。



提出書類受付後の流れ

契約の日程調整

利用希望者が登録者へ連絡を取り、契約交渉の日程調整を行います。



当事者同士で
契約交渉

交渉結果報告

登録者は、市に交渉結果報告書[第9号様式]を提出します。

注意

市では情報提供及び連絡調整は行いますが、登録者と利用希望者の間で行われる**農業用遊休資産の売買、賃貸借等に関する交渉及び契約に関する仲介行為は行いません**。何卒ご了承くださいませようお願いいたします。

お問合せ先 及び提出先

南九州市役所 額娃庁舎本館2階 農業振興課 生産流通指導係
TEL：0993-36-1111（代表）

市ホームページは
こちらから→



南九州市公式LINE
お友達募集中！
あなたにあった情報を配信しています



こちらでも 提出いた できます

南九州市役所 額娃庁舎本館2階 農業振興課 畜産係（畜産関係）
知覧庁舎本館1階 知覧支所農林係
川辺庁舎別館1階 川辺支所農林係
知覧文化会館 1階 茶業課（茶関係）